

市内入札参加資格登録申請業者 各位

泉佐野市契約検査課長

総合評価制度及び入札契約制度の一部改正について（お知らせ）

標記のことについて、下記のとおり、お知らせしますのでご了承ください。

記

1 総合評価制度について

総合評価制度の主旨・目的をご理解のうえ、ご協力賜りますようよろしくお願いします。

2 入札契約制度の一部改正について（主な改正点：工事・コンサル登録業者対象）

工事請負者（受託者）の責めによらず前年度から繰越された工事（業務）は、手持ちの工事（業務）にカウントせず、受注制限とならないように見直し

3 市内登録業者・総合評価制度等の資料について

以下の〔資料等〕は、市ホームページから確認し、必要なものはその都度出力してください。

市ホームページ > 「契約検査課」 > 「入札・契約情報」 > 「泉佐野市入札参加資格登録審査申請について」 > 「市内業者の皆様へ」 > 「総合評価制度について」

4 泉佐野市人権研究集会について

総合評価制度の「加点制度」及び「優良登録業者認証制度」には、「泉佐野市人権研究集会への参加」が評価項目となっています。令和 7 年度の評価反映には、令和 7 年 3 月 2 日に開催予定の「第 26 回泉佐野市人権研究集会」への参加が要件となります。（当日は市内登録業者用の受付を設けますので、所定の参加票（アンケート）の提出により参加確認をします。）

なお、泉佐野市人権研究集会への参加には、事前申込が必要となります。

申込先は泉佐野市人権推進課（事前申込の方法等の詳細は、同封のチラシ又は市ホームページに掲載の以下〔資料等〕（2）『第 26 回泉佐野市人権研究集会チラシ』をご参照ください。）

※昨年度より、新型コロナウイルス感染拡大を考慮しての代替措置（研修資料を見て報告書を提出する代替措置）は実施しておりませんので、ご承知おきください。

5 登録が新規の業者について

今回の申請が新規の業者につきましては、提出いただきました「事業所カード」【市独自様式 5】の確認を予定しております。後日、担当者が貴事業所を訪問させていただく場合があります。

- 〔資料等〕
- （1）市内登録業者・総合評価制度について
 - （2）第 26 回泉佐野市人権研修集会 チラシ・参加票（アンケート）
 - （3）固定資産税（償却資産）の申告されましたか？（お知らせ）
 - （4）泉佐野市環境美化活動協力事業所の登録について（お知らせ）

【問い合わせ先】

泉佐野市 契約検査課

TEL 072-463-1212 内線 2242・2243

FAX 072-458-1187